

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事が理事会に出席したときは、各年度の総額が50万円（控除後の額）を超えない範囲で別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、各年度の総額が40万円（控除後の額）を超えない範囲で別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、各年度の総額が20万円（控除後の額）を超えない範囲で別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、各年度の総額が20万円（控除後の額）を超えない範囲で別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員(以下、兼務役員という。)は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

2 兼務役員に対する給与、退職金の支給については別途給与規程（点字出版所においては賃金規程）内規によるものとする。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年6月16日より適用する。

別表1 (日額＝税控除後の額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	10,000円
評議員会出席報酬	10,000円
監事の理事会・評議員会出席以外の業務報酬	10,000円

別表2 (日額＝税控除後の額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬
実費	実費 (ただし12,000円を上限とする)	10,000円